

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、医療給付及び保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。 ※広域連合とは都道府県ごとに設置された後期高齢者医療制度を運営する組織のこと。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項別表の85項により個人番号を利用することができるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 資格に関する事務 ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)を受け付け、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 被保険者に対し資格確認書及び資格情報のお知らせ(以下「資格確認書等」という)を引き渡す。また、被保険者からの返還を受け付ける。 ③ 被保険者から資格確認書等の再発行申請・基準収入額適用申請等を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。 2 医療給付に関する事務 ① 後期高齢者の医療給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)を受け付ける。 ② 被保険者に対し、特定疾病療養受療証を引き渡す。 ③ 被保険者から特定疾病療養受療証の再発行の申請を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。 3 後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という)の賦課に関する事務 ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ)の候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 保険料の減免申請を受け付け、広域連合に申請書を送付する。 4 保険料の徴収に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う ③ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ④ 保険料期割額情報を作成し管理する。 ≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ)≫ 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更又は個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢システム標準化前に使用するシステム
②システムの機能	(別紙1)後期高齢システム標準化前に使用するシステムの一覧のとおり
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	後期高齢者医療システム(以下「後期高齢システム」という)
②システムの機能	1 資格事務に係る機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務に係る機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (統合収納システム・統合滞納システム、庁内各業務システム)
システム3	
①システムの名称	国保・介護・後期 統合収納システム・統合滞納システム
②システムの機能	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理または滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの情報連携 2 金融機関・収納代行業者等からの収納情報連携 3 統合滞納システムからの情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算 6 統合収納システムとの情報連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (後期高齢システム、庁内各業務システム)

システム4									
①システムの名称	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という)								
②システムの機能	広域連合標準システムは、広域連合に設置する標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置する窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務に係る機能 ① 資格確認書等の即時交付申請 窓口端末へ入力した被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。 2. 賦課・収納業務に係る機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務に係る機能 窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 庁内連携システム</td></tr><tr><td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☐ 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>☐ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr><tr><td colspan="2">☐ その他 ()</td></tr></table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 ()	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 ()									
システム5									
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)								
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 庁内連携システム</td></tr><tr><td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☐ 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>☐ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr><tr><td colspan="2">☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー)、後期高齢システム)</td></tr></table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー)、後期高齢システム)	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー)、後期高齢システム)									

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)								
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と市内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、市内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や市内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、市内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を市内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から市内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を市内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む)のソフトウェア部分。 番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない)。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 市内連携システム</td></tr><tr><td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☐ 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>☐ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr><tr><td colspan="2">☐ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名))</td></tr></table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 市内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名))	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 市内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名))									
システム7									
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム								
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。								

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（システム基盤(市中間サーバー)、情報提供ネットワークシステム）
システム8	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等について、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 広域連合外(北海道外)からの転入者の所得等の照会について、紙媒体よりも確認等に係る事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の85項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表 (情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (命令第2条の情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(第117項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
8. 他の評価実施機関	
—	